一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について　「令和4年2月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況（累積違反点数）			
						事業者	九州運輸局内	運輸支局内	当該違反点数
令和4年2月2日	産業タクシー株式会社 （法人番号 4290801011378） 代表者藤野秀之 福岡県中間市長津3丁目21番13号	本社営業所 福岡県中間市長津3丁目21番13号	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和4年1月24日、監査実施。1件の違反が認められた。 (1)運転者に対する指導監督違反（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）	0点	0点	0点	0点
令和4年2月3日	田口博文 佐賀県杵島郡江北町	本店営業所 佐賀県杵島郡江北町	輸送施設の使用停止（25日車）、文書警告	道路運送法（以下「法」）第27条第3項、法第29条の3、道路運送車両法第48条	令和3年12月8日、監査実施。9件の違反が認められた。 (1)点呼の実施義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第24条）、(2)運転者に対する指導監督違反（運輸規則第38条第1項）、(3)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反（運輸規則第38条第1項）、(4)運転者に対する指導監督の記載事項義務違反（運輸規則第38条第1項）、(5)特定運転者に対する特別な指導監督違反（運輸規則第38条第2項）、(6)特定運転者に対する適性診断受診義務違反（運輸規則第38条第2項）、(7)全従業員に対する指導監督違反(運輸規則第38条第5項)、(8)定期点検整備の実施違反（運輸規則第45条、道路運送車両法第48条）、(9)輸送の安全に関わる情報の公表違反(道路運送法第29条の3)	3点	3点	3点	3点

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について　「令和4年2月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況（累積違反点数）			
						事業者	九州運輸局内	運輸支局内	当該違反点数
令和4年2月9日	南國交通有限会社 （法人番号 2290802004556） 代表者藤野秀之 福岡県北九州市小倉北区三萩野2丁目3-3	本社営業所 福岡県北九州市小倉北区三萩野2丁目3-3	輸送施設の使用停止（30日車）、文書警告	道路運送法第27条第3項	令和3年10月22日、監査実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第21条第1項）、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務（運輸規則第21条第5項）、(3)点呼の記録事項義務違反（運輸規則第24条第5項）、(4)乗務員台帳の記載事項義務違反（運輸規則第37条第1項）、(5)運転者に対する指導監督違反（運輸規則第38条第1項）、(6)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反（運輸規則第38条第1項）、(7)特定運転者に対する特別な指導監督違反（運輸規則第38条第2項）、(8)特定運転者に対する適性診断受診義務違反（運輸規則第38条第2項）	3点	3点	3点	3点